

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年11月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇市〇〇町〇〇地先（〇〇周辺）付近の境界確定書（H12年度）ごろH16年度ごろまで 県土整備部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年11月29日、実施機関は、本件請求に対して、公開請求に係る公文書を保有していないとして公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年12月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年2月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「拒否理由に矛盾があり、現在市及び国（財務省）が管理していると回答しているが、用途は廃止してないので、生きている施設である。県の枉法行為であるので書類を出せ。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

審査請求人が公文書公開請求した公文書は、〇〇市〇〇町〇〇地先付近ほかの民有地と法定外公共物（里道・水路）に係る境界確定書であるものと推察される。

平成１６年度までの法定外公共物については、国土交通省（建設省）所管の国有財産として財産の管理を都道府県知事が行っていた。

平成１１年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成１１年法律第８７号）により、機能を喪失しているものを除き、国土交通省（建設省）所管の法定外公共物は、平成１７年３月３１日までに国（財務省）から市町村に譲与することとされた。

このため、平成１６年度に、〇〇市に所在する機能を有する法定外公共物についても同市に譲与され、その際に境界確定書のほか関係書類を含めて引き継がれた。

このことから、本件請求に係る境界確定書については、現在、〇〇市又は国（財務省四国財務局徳島財務事務所）が保有しているものであり、実施機関においては当該公文書を保有していない。

以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第７条第２号に該当することから、条例第１２条第３項の規定により公開請求を拒否したものである。

第５ 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和４年２月２８日	諮問
令和６年１２月２４日 第１部会（第１８回）	審議
令和７年１月２８日 第１部会（第１９回）	審議

第６ 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１ 審査の対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、〇〇市〇〇町〇〇地先付近ほかの民有地と法定外公共物（里道・水路）に係る境界確定書と特定し、当該公文書を保有していないとして本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、本件請求に係る公文書が存在する旨主張しているため、当該公文書が存在するか否かを以下検討する。

2 公文書の存在について

当審査会で確認したところ、平成12年に地方分権一括法が施行され、国有財産のうち都道府県知事が機関委任事務として従来処理してきた里道、水路等の法定外公共物の財産管理は、里道、水路の機能を有しているものは、平成17年3月31日までに申請に基づき市町村に譲与することとされ、譲与されなかったものは一括して用途を廃止して国に管理を引き継ぐこととされた。

これに伴い、都道府県が保管していた法定外公共物に係る書類等は、譲与又は引き継ぎにより法定外公共物を管理することとなる市町村又は国に移管され、境界確定に関する書類もそれぞれ市町村又は国に引き継ぐこととされた。

〇〇市内の里道・水路については、平成16年度に〇〇市に譲与され、又は国に管理が引き継がれており、境界確定に関する書類も同市又は国に引き継がれている。

したがって、本件請求に係る公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	